

広島県告示第六百七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名 称	グッドライフ株式会社	主たる事務所の所在地	福山市城見町二丁目二番二二号	居宅サービス事業を廃止した事務所	廃止年月日
	名 称	日立コンシューマ・マーケティング株式会社	主たる事務所の所在地	東京都港区西新橋二丁目一五番一二号		
指定居宅サービス事業者	名 称	日立コンシューマ・マーケティング株式会社	主たる事務所の所在地	東京都港区西新橋二丁目一五番一二号	居宅サービス事業を廃止した事務所	廃止年月日
	名 称	まごころネット福祉用具貸与事業所	主たる事務所の所在地	広島市南区段原三丁目三番二七号		